

令和8年9月吉日

お客様各位

いわき信用組合

手形・小切手の一部振出終了に伴う  
当座預金規定の一部改定について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
2026年5月27日(水)にお知らせしました通り、「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い2026年9月30日(水)を持ちまして手形・小切手の一部振出を終了いたします。  
それに関連しまして、以下の預金規定の一部改定をいたします。

記

1. 対象規程

- ・当座預金規定（一般用）
- ・当座預金規定（専用約束手形用）
- ・普通預金規定

2. 改定日

2026年9月30日(水)

3. 主な改定内容

○当座勘定規定（一般用）

第1条（当座勘定への受入れ）

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。ただし、以下で定める手形または小切手は受け入れることはできません。

ア 2027年3月15日を超えて振り出された手形または小切手

イ 支払期日が2027年3月31日を超える手形または小切手

第7条（手形、小切手の支払等）

- ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2027年3月15日を超えて振り出された当組合を支払人および支払場所とする小切手または手形を呈示された場合は、当座勘定から支払いません。

第19条（線引小切手の取扱い）

- ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出人の署名および届出印の押なつがあ

るときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2027年3月15日を超えて振り出された当組合を支払人および支払場所とするもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

#### ○当座勘定規定（専用約束手形用）

##### 第1条（当座勘定への受入れ）

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、以下で定める手形または小切手は受け入れることはできません。

ア 2027年3月15日を超えて振り出された手形または小切手

イ 支払期日が2027年3月31日を超える手形または小切手

##### 第7条（手形の支払）

- ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。なお、2027年3月15日を超えて振り出された当組合を支払人および支払場所とする手形を呈示された場合は、当座勘定から支払いません。

##### 第16条（振出日、受取人記載もれの手形）

- ① 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2027年3月15日を超えて振り出された当組合を支払人および支払場所とするもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

#### ○普通預金規定

##### 2.（証券類の受入れ）

- （1）この預金口座には、現金のほか、手形・小切手（支払期日が2027年3月31日までもの）、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、2027年3月15日以降手形または小切手は受入れません。

詳しくはHP内「商品・サービスのご案内＞各種利用規定」をご参照ください。

以 上